

平成26年4月17日

# 現場代理人の兼務について

下記の場合は、現場代理人の兼務が可能となりました。

## 1 兼務の対象となる工事

多可町が発注する請負金額が1,000万円未満の工事の契約を締結する際に、次の要件を全て満たす場合は現場代理人を3件まで兼務できます。

- (1) 兼務する工事が多可町発注の工事であること。
- (2) 既に現場代理人となっている工事についても請負金額が1,000万円未満であること。

## 2 兼務する場合の手続き

新たに兼務を希望する工事と既に契約を締結している工事の全てについて「現場代理人兼務届」を提出してください。

上記の詳細は、「現場代理人の兼務に関する事務取扱要領」を参照願います。